

令和6年度 八ッ場地域振興施設経営安定化検討業務 企画提案要領

1 業務名称

令和6年度 八ッ場地域振興施設経営安定化検討業務

2 業務目的

八ッ場ダム建設に伴い誕生した八ッ場あがつま湖を中心とした「八ッ場エリア」の各地域振興施設が、それぞれの強みを生かしながら、先を見据えた安定的な経営を行っていくことができるように、具体的な施策の立案及び実施、検証を行うことを目的とする。

3 業務内容

仕様書のとおり。

4 予算限度額

4, 994千円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・ 応募に要する経費は含まず、提案者の負担となります。
- ・ 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りをお願いします。

5 応募資格

次の条件のすべてを満たしていることとします。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- ・ 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・ 破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

6 スケジュール

- (1) 募集開始
令和6年5月20日(月)
- (2) 参加申込期限
令和6年5月31日(金) 17時必着
- (3) 質問受付期限
令和6年6月7日(金) 17時必着
- (4) 質問への回答
令和6年6月14日(金)
- (5) 企画提案書提出期限
令和6年6月21日(金) 17時必着
- (6) 書面審査
令和6年6月24日(月)～6月27日(木)
- (7) 委託事業者決定・通知
令和6年6月28日(金) ※予定
- (8) 契約締結
令和6年6月下旬

7 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、参加申込書を提出して下さい。

- ・ 受付期限 令和6年5月31日(金) 17時必着
- ・ 様 式 様式1による。
- ・ 申込方法 電子メールによる。
※件名に事業名称を明記してください。
※電子メールにより参加申込書を提出した後は以下まで必ず連絡願います。(電話：0279-68-5511)
- ・ 提出先 12問い合わせ先に同じ。

8 質問受付

企画提案書の作成にあたり、疑義がある場合は質問を受け付けます。

- ・ 受付期限 令和6年6月7日(金) 17時必着
- ・ 様 式 様式2による。
- ・ 申込方法 電子メールによる。
※件名に事業名称を明記してください。
※電子メールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。(電話：0279-68-5511)

- ・ 提出先 12問い合わせ先に同じ。
- ・ その他 質問に対する回答は、令和6年6月14日（金）に県ホームページに掲載します。

9 企画提案書の提出

次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ・ 企画提案書表紙（様式3）
- ・ 企画提案書本体（様式任意：A4版）
- ・ 業務実施体制表（様式4）
- ・ 委託費用見積書（様式任意：A4判）
 - ※ 宛先は、「八ッ場ダム水源地域対策事務所長 市川 通利」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。
 - ※ 見積額が上記4の予算額を超えた場合は、失格とする。
- ・ 会社概要パンフレット等事業者の概要が分かる資料
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式5）（※注）
- ・ 法人登記簿謄本（※注）
 - ※ 3か月以内に発行されたもの（コピー可）
- ・ 決算書（※注）
 - ※ 直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）
- ・ 課税（免税）事業者届出書（様式6）
 - ※ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
 - ※ 「令和6年度物品等契約資格者名簿」搭載者は、（※注）のついた資料提出不要です。

(2) 提出方法

電子メールによる。（なお、カラー・白黒問わず、一回の最大添付ファイル容量7MBまでとします。）

(3) 提出期限

令和6年6月21日（金）17時必着

(4) 提出先

12問い合わせ先に同じ

(5) 提出書類の取扱い

- ・ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。
- ・ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(6) その他注意事項

- ・ 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めません。

- ・ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- ・ 提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出をお願いします。
- ・ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。

1 0 審査

(1) 審査方法

提出された書類をもとに書面により行います。

(2) 審査基準

- ア 目的理解（事業の趣旨及び仕様書の目的理解）
- イ 提案内容（具体的で実現可能な提案内容）
- ウ 中長期的視点（次年度以降への活用見通しの可能性）
- エ 成果報告（成果報告イメージの明確性）
- オ 事業実績（本業務と同種・類似業務の実績）
- カ 実施体制（業務遂行能力、体制の確保）
- キ 積算に関すること（見積金額の妥当性）

(2) 審査結果の通知

- ・ 全応募者に対し書面で行います。
- ・ 通知日 令和6年6月28日（金）※予定

1 1 契約

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(3) 契約要件

- ・ 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- ・ 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・ 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則群馬県に帰属します。
- ・ 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合において、受託者の損害を補償することはいたしません。

- ・ 要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上定めるものとします。

1 2 問い合わせ先

群馬県県土整備部八ッ場ダム水源地域対策事務所 生活再建係

(住所) 〒377-0801 東吾妻町原町5142

(電話) 0279-68-5511

(FAX) 0279-68-5525

(E-mail) yanba@pref.gunma.lg.jp